

## (仮称) 国見風力発電事業 環境影響評価準備書に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

(仮称) 国見風力発電事業の事業実施区域およびその周辺は、全国的に重要な渡りの経路となっている丹生山地の北部に位置し、多様な鳥類の大規模な渡りが確認されるとともに、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの営巣、繁殖が複数確認されている自然環境が豊かな地域である。また、複数の場所に地すべり地形が存在し、平成 16 年 7 月および令和 3 年 7 月の集中豪雨では土砂崩れ等の被害が発生しており、土砂の流出や土砂災害の発生が懸念される地域でもある。さらに、同地域では他事業者による風力発電事業も計画されている。

本事業計画は、こうした地域において、バードストライクによる影響が課題となっている風力発電機が最大 13 基配置され、その設置時には樹木の伐採や土地の造成、土捨場の設置が予定されている。

こうした地域特性および事業特性を考慮し、環境影響評価を適正に実施し、環境の保全に万全を期すことが重要である。

しかしながら、本環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においては、クマタカの衝突確率は高く、また渡り鳥の衝突確率は春の渡り調査が十分でなく過少となっている可能性があるにも関わらず、バードストライクを回避または低減するための環境保全措置を十分に講じることなく、事後調査の結果に応じて措置を検討するにとどめている。また、土地の造成として約 14 万立方メートルを盛土するとともに、全量の 4 分の 1 にあたる約 4.4 万立方メートルの残土を区域内の谷部等で処分している。

このことから、以下の事項に十分配慮し、事業計画等を見直した上で、事業を適切に実施する必要がある。

さらに、バードストライクの影響については、長期的な調査を行い、その知見を集積、公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組むことが重要である。

## I 事業計画

### 1 風力発電機の配置

クマタカの営巣中心域および別ペアに対する排他的行動（以下、「相互作用の飛翔」という。）が確認されている高利用域の境界においては、バードストライクが発生する可能性が高く、生息に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、これらの場所は風力発電機の設置を避ける必要がある。

一方、一部のペアの営巣地が確認されていないこと、また対象事業実施区域の西側は、飛翔が見られるその周辺地域と連続した同様の森林環境にあり、採餌環境の好適性が大きいにも関わらず飛翔が記録されておらず、観察時間が不十分であると推定されることから、準備書における行動圏の内部構造の解析は、不確実性が非常に高く、安全側に広く設定する必要がある。

このため、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）までに追加調査等を行い、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること。以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえて行動圏を精査した上で、風力発電機の配置について検証を行うこと。

特に、WT 9については、営巣地の近傍にあり営巣中心域にないとする合理的な根拠が示されていないことから、設置を取りやめること。WT 5およびWT 6については、営巣地が特定されていないペアの相互作用の飛翔が頻繁に確認されていること、WT 5およびWT 10については、営巣中心域に位置する可能性が否定できないことから、設置の取りやめも含め配置を見直すこと。

なお、追加調査等により、新たに相互作用の飛翔が確認された風力発電機、営巣中心域や高利用域の境界に位置する可能性が高いと判断された風力発電機についても、同等の措置を講じること。

### 2 盛土等

近年、記録的短時間大雨情報発表が全国的に頻発しており、造成区域、特に盛土部は、こうした降雨による土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることから、その防止に万全を期す必要がある。

このため、風車ヤード、取付道路および土捨場について、位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、盛土の範囲をできる限り削減すること。また、既存林道のさらなる活用を図ることにより、切土、掘削の土量を削減すること。

### 3 事業計画見直し・詳細設計における適切な環境影響評価の実施

今後の事業計画の見直しおよび詳細設計においては、国定公園、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。

また、風力発電機の位置の変更を見据え、準備書では対象事業実施区域の範囲を改変区域の面積の約35倍に設定しているが、動物相および植物相の現調査の範囲は改変区域およびその周囲に限られている。このため、風車ヤードや取付道路の変更に伴う事業計画の見直しにより新たに改変区域となる場所については、改変する位置および規模等に応じて、追加の調査を実施した上で、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

なお、その検討の過程において、複数案の比較検討、それぞれの環境要素の総合的な評価を行い、妥当性を検証すること。

### 4 累積的な影響

対象事業実施区域およびその周辺において、複数の他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。

このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。

#### (1) 騒音および振動

工事中資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。

#### (2) 渡り鳥

渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。

その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。

## II 個別事項

### 1 騒音・風車の影

対象事業実施区域の周辺は、集落が点在する静穏な地域であることから、風力発電機は住居からの離隔を十分確保するよう配慮すること。

特に、風車の影については、事後調査を実施し、必要に応じて、稼働制限等の措置を講じること。

### 2 水環境

濁水が河川等に流出しないよう、集水排水管理を徹底するとともに、沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。

また、残土を仮置きする場合には、仮置場等からの濁水の流出についても考慮すること。

### 3 動物・植物・生態系

#### (1) コウモリ類

テングコウモリおよびヒナコウモリ類については、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

#### (2) 渡り鳥

サシバやハチクマをはじめ多様な鳥類の大規模な渡りが確認され、渡り鳥のバードストライクが予測されていることから、専門家の意見を踏まえ、主要な渡りの時期、時間帯に稼働制限を行い、渡り鳥への影響を回避または極力低減すること。

なお、稼働制限の期間等を調整する場合には、供用後の調査に基づき、専門家の意見またはIの4の(2)により設置した検討会の検討結果を踏まえること。

#### (3) 希少猛禽類

対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカ、ハヤブサおよびサシバについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカおよびハヤブサについては、工事着手前から繁殖等の状況について調査を行い、工事前および工事中の調査結果に応じ、工事の一時中止等、必要な措置を講じること。

#### (4) 植物相

改変区域内で生育が確認されているアシウテンナンショウ、エビネおよびヒゴスミレについては、風車ヤードおよび取付道路等の位置、規模、構造等の詳細設計に当たって、生育地をできる限り回避すること。特に、ヒゴスミレ群落に配慮すること。

また、代償措置として移植する場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。

#### (5) 生態系

生態系の予測においては、現地に生息する個体の生息状況を適切に反映していないこと、解析上の誤りが複数認められることから、再度予測を行うこと。また、その結果を踏まえて、営巣適地や好適採餌環境の改変が低減されるよう、十分配慮すること。

法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。

なお、シカの食害を受けにくい種を用いる場合には、専門家の意見を踏まえ、本地域の生態系に影響が生じないよう配慮すること。

また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両のタイヤの洗浄など、適切な措置を講じること。

### 4 景観

フォトモンタージュについては、より多くの風力発電機が視認できる地点からの鮮明な写真を用いるとともに、人工物の映り込みをできる限り低減したものとすること。

また、景観との調和が図られるよう風力発電機の色を検討すること。

## 5 事後調査

事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえ行うこと。

また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。

### (1) バードストライクに関する調査

死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。

また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。

なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。

### (2) 希少猛禽類の生息状況調査

供用後のクマタカの調査は、高利用域に風力発電機を設置するすべてのペアを対象とすること。

また、風力発電機の近傍で生息が確認されているハヤブサについても、調査の対象とすること。

なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることがないよう、適切に行うこと。

### Ⅲ 評価書の作成等

#### 1 評価書の作成

##### (1) 検討の経緯等の記載

評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のⅠおよびⅡの指摘事項については、遺漏のないようにすること。

- ① Ⅰの1、2および3の検討の経緯と結果
- ② Ⅰの4の措置を講じること
- ③ Ⅱの1の事後調査とその結果を踏まえ措置を講じること
- ④ Ⅱの3の(2)および(3)の調査および措置を講じること
- ⑤ Ⅱの4の結果

##### (2) 分かりやすい記載

評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。

#### 2 評価書の公開

事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。

#### 3 関係機関との調整および住民等への説明

地域の関係者が参加する協議会では、準備書作成段階の事業計画を基に、農林漁業と調和した再エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針が検討されていることから、事業計画の見直し等に当たっては、関係機関等と十分な協議、調整を行い、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。

#### 4 新たな事実への対応

工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。